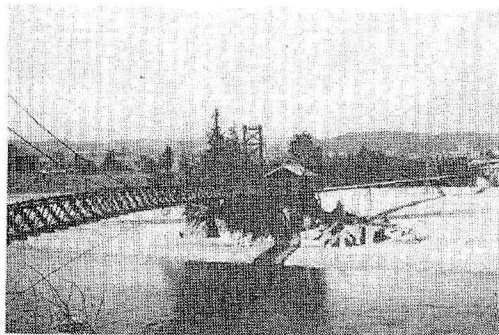


の反感も強かった。南原で橋がかかれれば天竜を三盆白でせきとめてやる」という俗謡もできた。三盆白とは極上の白砂糖のこと。

初代水神橋

鉄線の国産化がはじまり安価になったため鉄線による吊り橋が方々へ架けられはじめた。初代の水神橋の架橋計画が明治三十七年八月よりはじめられ幾度か変更の後、明治四十一年一〇月、起工、延長九四九尺幅七尺、一八、七一九円で竣工、四二年四月二一日開通式が行われた。中央に水神を祀った島があり、橋



初代水神橋 西の橋は落ちて仮橋 大正のはじめ

は島へわたり、西の橋と東の橋とになっていた。橋が完成して半年、四二年九月二〇日の洪水により島より西の橋が落ちてしまった。途中にあるビアの底が水に流されビアが倒れたためであった。

そこでやむなく一、二〇〇円で仮橋をかけ、間の水神の島に修理資材を置く小屋をたて時折破損した所を修理した。幸に昭和七年までは事故もなく通行ができた。横揺れ防止のための設備は充分でなく歩きたびに橋がゆれた。秋葉街道を行く馬が足をすべらせて、手すりより踏みはずすことがあった。その時は知久平の新木屋宮内豊治郎さんが救助用具を持って行き引揚げた。それを見るため近所の子供達が出掛けるのが常であった。大正八年下久堅小学校の春の遠足の時、行きあつた馬が橋板をふみはずし、その所がけ渡ることが出来ず、付近の人が女生徒を一人づつ背負って支流を渡してくれた。私達男子は自分で川を渡った。

この橋は大正三年五月、長野県移管となった。

第二代 水神橋

昭和七年四月一〇日発行の下久堅時報を転載する。

「昭和七年三月二十八日午前十時より本県土木課長見玉静男氏知事代理として臨席の下に峡谷に誇り得るわが水神橋の開通式が厳かに執行された。昭和五年十月起工、昭和七年三月

昭和三年六月の三六災の折には、橋の下まで土砂が流れて来て、橋の上には流水がうちあげられていた。

三代目水神橋

昭和四七年より測量が開始され、昭和五四年八月四日開通式が行われた。国道一五二号線の鉄橋で、長さ三三三米、取付道路五五三米、総工費一、二九九、九七三、〇〇〇円(約十三億円)である。天竜川の水面からさらに高くした赤塗りの橋である。(筆者 下 390 飯田市下久堅南原)

天竜川の渡船

一、はじめに

天竜川の横の往来は古くから必要に迫られて工夫されていったに違いない。河を渡過するところを「渡し」または「渡り」と呼び、その方法としては、徒渉・丸太又は筏・蓮台・綱・籠の利用・舟・橋等であるが、場所、川の大きさ、地形、時代によって多様である。

天竜川の場合は、上伊那南部・下伊那では水量も多く、川

今村善興

幅も広いので冬の減水期には土橋(仮橋)利用・徒歩による渡河が可能であっても、安全に渡るには、舟又はそれに代る方法が古くから用いられていた。舟による渡河即ち「渡し舟」は各所に古い時代からあつて、その多くは架橋まで、所によつては昭和の頃まで「渡船場」が各所に設けられている。その数は、どこに渡船場があつたかまとめてみたいが、古い時代から継続している所、古くは渡船場があつたが、上

の渡船場の関係、政治・経済状況によって廃止されたもの、明治以降に新設されたもの等があつて、その数ははっきりしない。

伊那誌にも昭和十九年から先学諸士が一〇編を越える論文を発表している。日下部先生の「天竜川交通史」には要領よくまとめられているが、渡船場のはじまり、渡船場の数と位置、渡船場の機能、夫々の渡船場の変遷等、未解明な事柄も

まだまだ多い。

「伊那」に渡船について書くよう言われたが、困った事ばかりで閉口したが、昭和三年頃集めた史料、先学諸士の論文、各町村史を頼りにして、不備を承知で「渡船場一覽試案」を作り、私で判る範囲の「渡船場」についてのいくつかの点を紹介してみることにした。足りない点、誤っている事について御教示ください。

天竜川 渡船場一覽

(試案)

(伊那市殿島―天竜村福島)

番号	渡船場名称	場所	創始伝承	江戸期	明治以降	文献(初見)
1	殿嶋の渡	伊那市沢渡―殿島	往古	○		
2	大久保の渡	宮田―東伊那			○	
3	下平の渡	赤穂―東伊那			○	
4	日普利の渡	飯島―南		○		
5	飯沼の渡	片桐―南		○		
6	坂戸の渡	片桐―南		○		
7	下平の渡	〃		○		
8	北島の渡	〃		○		
9	柏原の渡	〃		○		
10	葛嶋の渡	片桐古瀬―南	元和年間以前	○		正保 伊那郡絵図
11	福沢の渡 (新井・宮ヶ瀬)	松川新井―生田		○	○	

12	間沢の渡	山吹―生田		○	○	延宝3年 天領御巡見使渡舟
13	竜の口の渡	山吹―河野		○	○	享保15年 舟中ヶ間定法
14	山吹の渡	市田出砂原―田村		○		文化2年 竜ノ口土橋出入
15	明神の渡 (田村の渡)	下市田―林		○		明暦3年(古語録) 鶴岡船
16	林前の渡	下市田―伴野		○		享保2年 竜ノ口船転覆一件
17	伴野の渡	座光寺―阿島		○		天文2年(一五三三) 蔵助信州下向記
18	飯沼の渡	飯沼―小川	天文2年以前	○		寛政2年 伊久間との舟出入
19	小川の渡	南條―小川	寛政元年	○		正保 伊那郡絵図
20	伊久間の渡 (南條の渡)	別府―伊久間	元和年間以前	○		
21	虎岩の渡	明―下虎岩		○		天正15年 知久平本帳 船越知行
22	知久平の渡 (水神渡)	清水―知久平	元和年間以前	○		文明4年 下条記
23	今田の渡 (時俣の渡)	時又―今田		○		正保 伊那郡絵図
24	下瀬の渡 (下村の渡)	下瀬―下村	寛文2年	○		寛文2年 渡船一札
25	大島の渡	大島―泰阜			○	
26	門島の渡	門島―富草		○		
27	温田の渡 (川田の渡)	温田―川田		○		元禄14年 熊谷家伝記
28	満島の渡 (松島の渡)	満島―松島		○		
29	鶯巣の渡 (福島の渡)	福島―鶯巣		○		正徳4年 渡船の貫
30				○		

二、渡船のはじまり

天竜川の交通の中で縦の水運「通船」のはじまりは江戸時代前期であるが、横の交通「渡し舟」はそれ以前であろう。渡し舟のことが文獻に初見するのは下条記である。文明四年（一四七二）下条吉岡城主が大杉の丸太舟を作って今田の渡しを渡り、文永寺へ参詣したと書かれている。この舟は二十年程使えたが腐朽したので、延徳三年（一四九一）鎮西の大杉で舟を造って今田の渡しを渡ったとあり「渡し場」があったと見られよう。

渡った年月日が記録されているものは理性院の蔵助「信州下向記」で、天文二年（一五三三）五月二三日に舟で飯沼を渡り文永寺へ行っている。

（天文二年五月）

廿一日、晴 飯田ニ滞留、南原迄五十町云々、天龍川大水也、渡不可之故、先幸巡等遣之、以矢文下向之由□□□□返事先以喜院

廿三日、晴 自南原迎共間、則飯沼立 舟着迄西林院引率文永寺衆徒數十人御迎参

とある。廿一日は晴天であつたが増水のため渡れず廿三日に渡っている。東西の連絡には矢文が使われ、川東（小川？）まで数十人の迎えが来ている。則飯沼立とあるを「飯沼の渡

し」とすれば、渡船場の記録としては貴重な史料となる。

この折の飯沼の渡しがどの辺りであつたか知る由もないが、江戸時代から明治を通して「飯沼の渡し」の名は出て来ない。もしその頃に「伊久間・知久平の渡し」があつたとすれば、飯田から南原へのコースにしては飯沼回りは遠道になるわけで、まだ伊久間・知久平の渡しが無かつたものと考えられる。

秋葉街道の古いコースは小川ではと論考される平沢清人説によれば、この街道筋にあたる位置に古い渡船場があつた事もうなづけるが只飯沼立とある点に疑義がない訳ではない。

今田の渡（正保の絵図では時候）か飯沼の渡が下伊那では最も古いものと思われる。古くから下伊那の中心が飯田にあつたと考えれば、必要に迫られて各所に「渡し」はあつた筈である。

脇坂氏の時代、正保頃の「信州伊那郡之絵図」によれば、天竜川には辰野の平出橋・箕輪の木下の橋が記載され、葛嶋・伊久間・知久平・今田の四か所に舟の絵が書かれ、夫々次の記録がある。

（葛嶋）葛嶋ヲ舟渡しシ 拾五六人ノ船一艘有

（伊久間）伊久間舟渡しシ 一三十人ノ舟壹艘有

（知久平）（記録なし）

（今田）時候ノ舟渡しシ 拾五六人ノ舟壹艘有

人数は、何人乗りの舟の大きさか、舟仲間の数を示しているのかわからないが、「渡船場」の記録の最初である。後に御用渡として他の渡船場より優越性を示す根拠の一つとなつている。当時であつても、この四か所だけでは不便であるから他所にもあつたであらうが、その記録は見つからない。

日下部先生は、「天竜川交通史」の中で、公用渡船場、半公半民的な渡し、私設渡船場に分けて論じている。この論に従えば、葛嶋の渡・今田の渡は幕府と結びつく公用渡船場、伊久間・知久平の渡は領主の保護を受けた準公用渡船場で、共に公用船（御入用）を一艘置き、公用のほか往來の舟渡しを勤めていた。交通量の多い所では、この公用船だけでは一般庶民の往來に事欠くため、村持舟も必要で官民併設の渡船場となり、公用舟と私設舟が発着していたものである。

今田の渡の公用船が幕府の都合で中止になつた後、元禄十四年（一七〇二）南山郷百姓一同から次の嘆願書が出されている。

年恐以口上書 御訴訟申上候事

万年三左衛門様御代官所

信州伊奈郡南山領

名主百姓共

一 今田村渡船長七間横七尺之船壹艘、先年より御公儀様御入用

被下置并船頭給高式石八斗九升四合、同村高之内ニ而御引被

下置、市岡理左衛門様・宮崎三郎兵衛様・滝野十右衛門様御

代官所之節以御入用、右之船四度御造替被仰付、渡船仕来申

候所、七年以前亥之年悉ク朽損往還難、成御座候ニ付、御造

替イ奉願上候所、道中御奉行様御支配之外脇海道は、御入

用不被下置候由ニ而船頭給之儀も御年貢地ニ被仰付、迷惑

至極ニ奉存候、右渡船之儀南山領三十五ヶ村之者共ニ限不

申、伊奈郡中之者ハ不及申上、京・大阪・美濃・尾張・三

河・遠江之諸商人通行仕候、殊更南山領村々も堀大和守様御領

分飯田町へ朝晩通路仕、諸色先買御年貢繕申候故、船頭無御

座候而ハ通路留り迷惑仕候ニ付、依之右之渡船壹艘並船頭

給共ニ、南山領村々として七年以前亥ノ年より今迄繕申候得

共、三・四年間ニ修覆勿論、七・八年廻リニは造替不申候

得は罷成不申候、村々之儀式十五年以前已ノ年、宮崎太郎左

衛門様・島山牛之助様御立合、御検地入田畑上中下位直リニ

而出高多ク罷成、其上拾七年前已ノ年大目干ニ而田畑悉日

損仕百姓共連々困窮仕、御年貢切ニ皆済仕兼繰越ニ漸上納仕

候体ニ御座候所、右渡船船頭給村々も繕立申儀何共迷惑至極

ニ奉存候、御慈悲御公儀様御入用被下置並船頭給高共々前々

之通御引被為下置候ハ、難有可奉存候、以上、

万年三左衛門様御代官所

元禄拾四年巳四月 信州伊奈郡今田村庄屋弥三右衛門
御奉行様

(以下略)
(竜丘村誌、大東文書)

「今田村渡船は長七間横七尺之船老艘でありますが、先年から御公儀様の費用で舟を造って戴き、船頭の給料も私共村高の中から二石八斗余差引いて下さいました。今まで四度舟を造っていただき、渡船してきました。ところが七年前(元禄八年)舟が朽んだので造替をお願いした所、幹線道路以外は舟を作って下さらないし、船頭給も村持で至って迷惑しております。今田の渡しは南山領や伊奈郡中の者だけでなく、京・大阪や、美濃・尾張・三河・遠江の商人も通行しますし、とくに南山領の者は飯田へ出て品物の売買をして御年貢納めの足しにしていますので、この渡船がなくては困ります。そこで、私共の村々で舟を造り、船頭の給料も払い、今まで七年間やって来ましたが、舟は三、四年経つと修理が必要で、七、八年たつと造り替えなければなりません。私共の村は、二十五年前の御検地で御年貢が高くなった上に、十七年前の日照りで百姓も貧しく、御年貢もその年に全部納められず翌年廻しにしていたく程の状態で、船頭給を出すことは大変困ったことであります。どうか御慈悲を以て前々のように、

ので、後者は船の構造・大きさ・御入用造りによるものである。

公儀又は領主からの御入用で造った舟が「地舟」で、時代によって長七間のものもあるが、延宝八年の葛嶋・伊久間・知久平の舟は長三間、宝暦十四年(一七六四)のものは更に小さく一丈二尺に過ぎないものもある。その代金は六兩二分、十兩、幕末には十四兩の記録がある。

「三枚舟」の記録は今田の渡しに多い。天明六年(一七八六)の、今田村渡船定諸為取替一札之事(野池酒屋文書)によると、地舟には乗合村々の渡世の薪、材木等を附けた牛馬が多いので、舟が傷むため渡さないことにしていたが、今回の申合で渡すことにした。三枚舟は今迄どおり、薪等附けた牛馬は、拠所ない用事の時のほかは一切渡さない。

三枚舟は地舟にくらべて長さも短く、深めに造られている。今田の渡しの記録によると、七年毎に乗合村(升場)造船費が割付けられている。

知久平の渡しの天保三年(一八三二)破船一件のあと、船頭からの一札の中に、「出水の場合は、扶持米を買っている船頭四人に三枚船の船頭四人を加えて隔日に勤める」と書かれている。地舟と三枚舟の使い方の違いははっきりしないが、三枚舟があったことがわかる。

伊久間の渡しには現在の所三枚舟の記録が見つかった。

船を造り船頭給も出して下さい」

というものである。この嘆願陳情の結果、宝永三年(一七〇六)、再び公用船が置かれるようになった。この十年間は郷持舟で渡船をやったわけであるが、今田の渡しに多く見られる三枚船郷中造船のはしりかも知れない。

今の所、この時期以前のもの、渡船場のあり方を示す史料は、知久平・伊久間の渡しにも見つかっておらず、御舟拝領、升場の成立、往来渡しのあり方を知る貴重な史料である。

公用渡船場・準公用渡船場のほかに、各所に必要に迫られて設けられた私設渡船場にも古い時代からあったとみられるが、史料が残っているものは数少ない。所によつては隣接地域に渡船場が新設されたとするトラブル(舟公事)があったり、升場のあり方・変遷、賃銭問題、荷馬の渡し方、等々未解明な点も多い。その全部に触れる史料の不足、研究不足もあって、舟のこと、升場と升物のこと、舟出入について当時の渡船場の一端に触れてみたい。

三、渡船場の舟

天龍川の川舟の史料を見ると舟の呼び方にはいろいろある。御舟・村持舟・郷持舟(乗合舟・作舟の呼び方があり、地舟・三枚舟・うかい(鵜飼)舟が出て来る。前者は造船経費の負担、舟の所有者、渡舟の目的によって呼称が変わるも

ていない。鵜飼舟については安永二年(一七七三)阿島との舟公事一件の訴状の中に、出水の折は

「水増候節者地舟二而難渡舟仕候ニ付 うかい二而相渡し申候 此舟之義者船越自分入用を以格置……」

とある。ここでは平水の時地舟によつて往来渡しをし、増水の時「うかい舟」で渡している。このうかい舟は船越の持舟である。

伊久間ではうかい舟が日常どのように使われているのかわかり兼ねるが、通船に関わりがあるのかもしれない。

時代の違い、場所の違い、渡船場の性格の違いによって、夫々の渡船場による相違があるのかと思うが、この三渡船場では、地舟・三枚舟・鵜飼舟が使われていたことになる。

四、渡船場の升場

公用渡船場の今田・葛嶋の渡し、それに準ずる知久平・伊久間の渡しには夫々「升場」と呼ばれる村落を持つことが許されている。私設渡船場の中には、この例を模して升物の寄附を集めたものもあるようだが、その実態はわからない。

升場とは、平常時の舟賃のかわりに耕で計るもの(升物=米・麦)を年々出す村落のことで、今田の渡しは、現在の竜江・泰阜村北部・上久堅の一部で、時代による違いがあるが、少ない時で二十九、多い時には三十六か村が数えられる。知

久平の渡しは現在の下久堅・上久堅・千代の一部の村落で、中には今田と知久平の両方へ升物を出す村があったり、升物を出すだけでなく、舟を造る費用の負担まではたまらないとして、今田から知久平の升場に移った村落も六か村程ある。伊久間の渡しは伊久間以北の村々、(富田・小河・加々須・阿島・壬生沢・供野・林・田村・福島・川野・福与・部奈・大河原と伊久間の十四か村)であり、葛嶋の渡しは大草・葛嶋・鹿塩・大河原の四か村(明和九年)で、大河原村は伊久間の升場でもあった。

升場の村々では大小の百姓を問わず、一軒毎、毎年夏には麦、秋には米を出し、大水でない限り無銭で渡ることができた。

升物の量は、今田の渡しの場合、寛延三年(一七五〇)、五人の船頭の給料として、南山・遠山郷合わせて四十七か村の高持百姓は麦一升五合、米一升づつ出したとある。

天保九年(一八三八) 大郡村入用帳によると、

一、米九斗貳升五合 今田村舟人給米

是ハ家老軒ニ付米貳升五合出し……但し家三拾七軒割付候

一、麦七斗四升 同村同人給米

是ハ家老軒ニ付麦貳升ツツ出シ……

とある。知久平・伊久間の渡しは未調査であるが、大差無いものであろう。

ある。

五、渡船舟出入のこと

明和八年(一七七二)伊久間村からの訴えで始まったこの舟公事は江戸まで度々村役人が呼び出され、安永二年(一七三三)九月に裁許が出ている。

伊久間村の訴えによると、伊久間の渡しは古くから公用・往來の渡しをつとめて来たが、宝暦年中(四年一七五四)に阿島・座光寺村で鵜飼船を作り、新規の渡船場で賃銭を取って往來渡しをしているため、往來の者の大半が新渡しを渡るため、伊久間の往來が薄くなり舟越し渡世が出来ないので、新渡しを差止めてほしいとの言い分である。

これに対する阿島村・座光寺村の返答書によると、上流十五か所の村持舟による渡船場で公用は勿論、近村の者の用事には相対の賃銭による渡船をして来ており、新規の渡船でないと次の様に書かれている。

「……天流川之義ハ 同国諏訪境上伊奈郡之村々都而橋ニ而往來仕候得共、高遠壬生川流一筋殿島村と申所江落合、大川ニ相成候ニ付、夫ハ渡船を以自由仕候

右殿島村ハ伊久間村迄之間九里之所、渡船拾七ヶ所有之、右之内拾五ヶ所之義ハ不殘村持船棹置渡船仕候、私共両村共ニ往來渡場ニ面ハ無御座候得共、往古ハ村持之船棹置渡船仕候

安永二年の座光寺・阿島両村天龍川渡船出入返答書の中に、「伊久間村渡船之義ハ地舟御座候故、近郷(村名)都合拾三ヶ村ハ渡船料として夏・秋穀物家別ニ指出シ、平水之節無銭ニ而渡船為致、大水之節斗鵜飼船差出貨銭請取候答之処、大水後平水ニ相成候而も鵜飼船其儘指置賃銭取候ニ付村々難儀仕候、右穀物之義も拾三ヶ村より年々指出候義夥敷義ニ御座候処、往來薄ク渡世及渴命 御用難相勤旨申上候段甚難心得存候……」

とある。伊久間の渡しは地舟のため近郷拾三ヶ村から穀物を家別に指出し、平水の時は無賃で渡っている。大水の時は鵜飼船使用のため賃銭を払うきまりであるが、平水になっても鵜飼船を使って賃銭を取るの難儀している。穀物も十三ヶ村からの指出しで夥しい量に及んでいるのだから、往來が減って身入が少なく勤め難いというのは理解し難いと言っている。

升場外の人々は、平増水に拘わらず賃銭を払っているが、村持舟の私設渡船場でも往來の人があれば、渡船稼業をした例も多かった様である。旧來の渡船場に遠い所では問題は余り起こらないが、隣接した新規の渡しとなるとトラブルが起る。文化二年の竜の口の渡しは土橋架渡しについて田村・供野・林前の渡しは舟出入、安永年間阿島・座光寺の渡し、寛政元年からの小川の渡しと伊久間の渡しは舟出入は有名で

二付、御 関所急御 用不限昼夜相勤、其外領主・地頭用相達候ニ付、近村之者用事有之參懸り候節者、相対ニ而賃銭請取往古ハ渡船仕、新規之義ニ而ハ曾而無御座候……」

とあり又、先の升場の史料のように、出水の折の賃銭について不満を訴えている。

この舟公事一件は安永二年、阿島・座光寺村は「村限の作船渡し」のため他所よりの往來の渡し禁止、伊久間の渡しは平水・出水共、天竜川筋他の「往還渡場」に見合わせた賃銭にするように言い渡され、阿島村・座光寺村両村には、「村限度之作船渡二候上ハ、他所ハ往來之者可渡筋二無之処、船越人足之小屋を掛賃銭請取、往來之ものを致渡船候段、一同不將ニ付……」として村過料銭 阿島村拾八貫文、座光寺村へ三拾七貫文課せられている。

寛政元年(一七八九)に小川の渡と同様の舟出入が起り二年の争論のあと、先と同じような裁許が出て、小川村に過料二五貫文が課せられている。

(筆者 千 35 飯田市座光寺)